

## 独立行政法人評価制度委員会運営規則

平成 27 年 4 月 9 日

独立行政法人評価制度委員会決定

令和 3 年 4 月 26 日一部改正

独立行政法人評価制度委員会令（平成 27 年政令第 96 号）第 4 条の規定に基づき、独立行政法人評価制度委員会運営規則を次のように定める。

（総則）

第 1 条 独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）及び独立行政法人評価制度委員会令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議）

第 2 条 委員長は、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知して、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集する。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

2 会議の出席には、会議の開催場所への参集によるほか、委員長が必要と認めるときには、ビデオ会議システムを利用した会議への参加を含めるものとする。

3 委員長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕がないと認めるときは、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付することにより意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

4 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（会議の公開）

第 3 条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が正当な理由があると認める場合には、委員長は、委員会に諮って、非公開とすることができる。

（議事録等の公開）

第 4 条 委員長は、議事の経過について、会議に出席した委員、臨時委員及び専門委員の確認を得て議事録を作成するものとする。

2 会議の議事録及び配布資料は、公開とする。ただし、委員長は、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が正当な理由があると認めるときは、委員会に諮って、その全部又は一部を

非公開とすることができる。

(委員等以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(部会の運営)

第6条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」は「部会」と、「委員長」は「部会長」と読み替えるものとする。

2 部会長は、委員長の求めがあった場合には、部会を招集しなくてはならない。

3 前二項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(委任規定)

第7条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。